

福祉システムの変容と非営利組織

北 島 健 一

はじめに 一福祉国家の危機と非営利組織一

アメリカでもヨーロッパでも 1970 年代中頃から非営利組織（以下 NPO と略）に対する一般的な関心が高まっていく。その一つの大きな背景を成していたのは「福祉国家の危機」であった。

ロザンバロンは「福祉国家の危機」を三つの次元で捉えた。それは同時に危機の進行の三つの段階でもある。一つは 1970 年代に始まる経済的な次元の危機であり、失業対策などのために社会保障関係の歳出は急激に増大するのに、不況による国民総生産の伸びの低下に伴って歳入は減少したために国民負担率は急激に上昇するに至り、もはやこれ以上の税・社会保険料の引き上げは難しくなる。第二の危機は 80 年代に始まる文化的・イデオロギー的次元の危機であり、福祉国家の組織する連帯の機構は人々の具体的な現実の社会関係から切り離されたりますます抽象的で官僚的なものとなり、国が社会関係の最低限の可視性を保障することもなく機械的に社会連帯を組織することの正当性に対して疑問が投げかけられ始めた。そして 90 年代に始まるのは技術的・哲学的次元の危機であり、リスクの偏りやリスクのより正確な把握などのために社会保険の技術ではもはや普遍的な連帯を支えられなくなり、それとともに福祉国家の哲学的基礎が揺らぐ (Rosanvallon, P. (1981); Rosanvallon, P. (1993))。

この福祉国家の危機と関わって、地方分権・脱施設化・多様化した福祉ニーズへの選別的対応などを重視する現実の社会政策の流れの中で、実用主義的に公共政策を実施していくための道具としての NPO に対する期待が高まる。ま

た国のプログラムへの信頼性が薄らぐ中で、地域住民の主体的な関わりや助け合いを保障しつつ失業問題・高齢化・女性の職場進出などに由来する新しい福祉ニーズの出現・拡大に柔軟に応えていく組織としても民間非営利組織は期待を集めていった。

こうしてさまざまなロジックから NPO が脚光を浴び、実際に各国で社会保障支出の増加が抑制されていく中で民間非営利組織は大きく発展し続けた。そして、それとともに NPO と政府との間で広まっていく複雑な相互依存的な関係やそれがもたらす問題などをめぐる議論が盛んになり、実態を踏まえた認識も深まっていく (Kramer, R. (1992))。

NPO の研究者のレベルで見れば、長らく政府と NPO の関係を把握していく場合の分析用具の中心に据えられてきたのは、福祉サービスのファイナンスと実際の供給との分離という事実に基づいたサラモンらの提起した類型化モデルであった。それが提示されたのは 1980 年代の後半頃であるが、比較的最近に至ってもいまだそれに匹敵する影響力を有する概念・モデルは現れていないようと思われる (cf. Powell, W. W. and Clemens, E. S. (ed.) (1998) 第 3 部)。しかしながら、近年のいわゆる「福祉の市場化」を背景に、この支配的な類型化モデルとは異なる視角から政府／NPO 関係を分析しようとする試みが現れつつある。小論では、従来の支配的な類型化モデルの再検討を通してこの新たな潮流と呼びうる分析モデルの意義を考えてみたい。それゆえ以下では新たに提起されている分析モデルそのものよりも従来の類型化モデルを中心において話を進めていく。

初めにサラモンにならって支配的な政治思想や NPO の経済理論が意識的・無意識的に前提しているあるタイプの政府／NPO 関係を概観し、続いてとくに NPO の経済理論に対置する形で提出され、同時に当該類型化モデルの土台をなしている概念装置およびアメリカの NPO の現実をみる。次いで、この類型化モデルそのものの紹介とそれを切り口にした国際比較研究について述べ、その後、このモデルの新たな展開の必要性を迫るいわゆる「福祉の市場化」の進

行をイギリスを例にとってみていくことにしたい。そして最後に、この新たな展開の方向を示すものと考えられる類型化に触れて結びに代えようと思う。

なお、政府と NPO との関係を問題にする場合、一般にはいわゆる「公益」を目的とする NPO を念頭においており、ここでもそれにしたがうこととする。また、NPO とボランタリー団体を区別せずに用いる。ただし、現実には世界を見渡すとイタリアの社会的協同組合をはじめ形式的には共益的な組織も公益的な性格をもつ活動に従事しているし (cf. 富沢賢治, 中川雄一郎, 柳沢敏勝編 (1996); 川口清史, 富沢賢治編 (1999)), またそもそも共益的な NPO だから公益性を持たないとすることには異論を唱える議論もある (cf. Godbout, J. (1992))。したがって、正確には NPO に狭く限定せずに協同組合なども含めて広く捉えるサードセクター組織ないし社会的経済組織 (cf. 富沢賢治 (1999)) という用語を用いるのが適切であると考えるが、ここでは NPO という用語を用いる¹⁾。なぜなら、実際にはここで取り上げるテーマにもっぱら関係してくるのはこの組織だからである。

1. 相互排除パラダイム

1-1. 政治・社会思想にみられる相互排除パラダイム

アメリカでは 1960・70 年代の「偉大な社会」計画によって福祉の拡充が進められる中で、大量の公的資金が社会サービスにそぎ込まれ、その多くが NPO に流れていった。こうして政府と非営利セクターとの協力関係が大きく進展するにつれ、NPO のマネジメントなどに関するさまざまな問題が表面化していった。NPO の側では、たとえば、政府の要求する事務手続き・説明責任あるいは組織運営に関する政府規制などによって悩まされることもたびたびおこる。また政府契約の担当官が大きな役割を果たすようになるにしたがって理事会によるコントロール機能が弱まってくる可能性への懸念、また政府によって

1) ヨーロッパで用いられている「社会的経済」とアメリカを中心に用いられている「非営利組織」(NPO)との関係については、拙稿、北島健一 (1999), 北島健一 (2001)を参照。

プロフェッショナル化や官僚化が奨励されがちなことへの憂慮なども生まれていった。さらに、税制などの改訂により非営利セクターへの寄付の減少傾向も現れ、ここに非営利セクターのリーダーたちは自分たちの組織の行く末をますます案じるようになっていった。一方、政府の側でも公的資金の支出への適切なコントロールの行使の難しさの問題やサービス間の調整の問題などに直面していった。

このような非営利セクターの将来についての不確実性の高まりを受けて、またそれと並行して台頭してきた福祉国家に反対する潮流も底流にしながら、公の論争の舞台から消えて久しかった非営利セクターがようやく70年代になって当事者や政策担当者・研究者たちの真剣な議論の対象となり始める。その嚆矢は73年に民間のイニシアチブで設立された「民間フィランソロピーと公共ニーズに関する委員会」であり、委員会は2年に渡る研究の成果として7巻にも及ぶ報告書（通称、ファイラー委員会報告書）を刊行した。また、79年には国民生活において非営利セクターが果たす役割を強化するためにセクターのさまざまなタイプの組織を集めて新しい全国センター「独立セクター Independent Sector」が設立され、活発な啓蒙活動を始める。

この中から、それと意識されることなく発展してきた政府と非営利セクターとの協力関係を明確に政策課題として位置づけ、その関係を改善・強化しながら非営利セクターを発展させることについての合意が政治的な立場の違いを越えて形成され始める。しかし81年に誕生したレーガン政権は非営利セクターを奨励するという立場を表明する一方で福祉関係の歳出をカットし、一転して政府とNPOとの協力関係を後退させる方向に向かった。その結果、もともと財政基盤の弱いNPOは新たな対応を迫られることになった²⁾。サラモンによれば、

2) 医療分野を除いたある推計によれば、1986年における連邦政府によるNPOへの財政支援のレベルは1980年のレベルよりも28%下回っていた。にもかかわらず、この期間に非営利セクター全体でみた収入は0.5%増加していた。政府の財政支援の削減分の多くをカバーしたのは、サービス利用者からの料金収入などコマーシャルな収入であった(Salamon, L. (1995) p. 195 et seq.)。

レーガン政権は「ボランタリーセクターに対する政策を、経済成長を促すために政府支出と税率の相当なカットを求める総合的経済プログラムの下に包摂してしまった。ある意味で政権は政府と非営利セクターを競争者としてみる伝統的理論へと戻ってしまった」(Salamon, L. (1995) p. 194)。いま、政府と非営利セクターとの間には対立関係が内在しており、一方の発展は他方の後退で成り立つとするこの見方ないし表象を「相互排除パラダイム」(サラモン)と呼んでおく(以上のアメリカの事情についてはレスター・M・サラモン(1994); Salamon, L. (1995) 第12章; O'Neill, M. (1989)などを参照)。

この相互排除パラダイムは古くから今日に至るまで、政治・社会思想上では保守派と進歩派の双方にその表現者を見いだしてきた。フランス革命の最中の1791年に採択されたル・シャプリエ法はこのパラダイムをシンボリックに表している。多数派を占める革命勢力を代表して演壇に立ったル・シャプリエは「国家においてはもはや同業組合は存在せず、個々人の特殊的利益と一般的利益が存在するだけである。市民に中間的利益を吹き込み、同業組合の精神によって公的な事柄から市民を遠ざけることは何人にも許されない」と述べた。彼は信徒団体は職人たちの福祉を保障するとの議論を退けこの使命を国に属するものとし、かくして1791年に同業者による結社を禁じるル・シャプリエ法は討議もなく可決され、翌年には広く慈善事業に携わる信徒団体も禁じられた(Gueslin, A. (1998) pp. 20-21)。

フランスの革命家たちは旧体制を破壊するために、1789年の封建制の廃止に始まりル・シャプリエ法で完結する一連のプロセスを経て、個人と社会全体との間にある特権と従属で特徴づけられる中間団体のほとんどすべてを一掃した。そして、それによって定立された自由で平等な個人を母体にして理性の原理に基づく社会を再建しようとした。ここに進歩派の相互排除パラダイムの原型とも呼べるものを見てとれる。

それに対してイギリスの保守主義者バークは自由主義の名においてフランス革命を告発した。革命は歴史的具体物から切り離された抽象的個人というイデ

オロギーに基づいて様々な社会団体を解体してしまったが、バークによれば社会団体こそ過去・歴史によって正当なものとされた真の制度・社会の中核機関であった。彼は、国家の圧倒的な支配から個人を保護するためには家族や社会集団のような「仲介組織」が必要であると議論した (cf. フランソワ・フュレ, モナ・オズーフ (1995))。また、1891年の教皇レオ13世の回勅「新しい規範 Rerum Novarum」に示されたカトリックの社会教義は、社会問題の解決は家族・友人・隣近所などの要援助者に最も近接した社会組織にゆだね、それらでは手に負えない場合にのみ上級の組織に任せるという、いわゆる補完性原則 *subsidiarity* という形で相互排除パラダイムを言い表した (Gidron, B., Kramer, R. and Salamon, L. (1992) p. 5)。

今日でも相互排除パラダイムはこれら両派のなかにその擁護者を見いだしうるが、現代的なその特徴は国家の肥大化を背景にして進歩派の中にNPOを擁護する側に立つ潮流が現れ始めたということであろう³⁾。「ニュー・レフトは現代福祉国家を、コミュニティが保持してきたあらゆる尊厳や強さを搾り取ってしまい、地域のボランタリー団体を国家機構の一部に組み込んでしまったと非難する」(Ibid., p. 7)。

1-2. NPO の経済分析 一制度選択論一

ところで、この小論で考察の中心におこうと思う今日の支配的な政府／NPO関係の類型化モデルが提起される1980年代後半の頃、NPOの研究は政府とNPOとの関係をどのように把握していたのか。その頃のNPOの研究が問題にしていたことは大きくは二つに分けることができる (Hansmann, H. (1987); DiMaggio, P. and Anheier, H. (1990))。一つの問題領域は、NPOの機能や役割に関する問題であり、もう一つはNPOの行動に関する問題である。この内、アメリカにおけるNPOの経済分析が主に取り組んできたのは前者の問題であ

3) フランスでは自主管理主義者たちがこの潮流を体現していた。

り、なぜ市場経済においてNPOは存在するのかというNPOの起源の問題が一つの大きなテーマとされてきた。

一般にNPOの経済分析という場合、それは理論の枠組みとして市場の失敗／政府の失敗を採用しているNPOの存在に関する経済分析を指している。この分析においては本質的にNPOは市場の失敗によって営利企業にとって代わるもの、あるいは政府の失敗によって政府企業にとって代わるものとみなされ分析される。その意味で、NPO・政府企業・営利企業はそれぞれが一つの選択肢でありサービス利用者の選択の対象となるから、この種のNPO分析は制度選択論とも特徴づけられる。

ワイスブロッド(Weisbrod, B. (1975), Weisbrod, B. (ed.) (1977))は、政府部門、ボランタリー・ノンプロフィット部門、営利部門の三つのセクターからなる経済の下で、いかに非営利セクターが他の二つのセクターのもつ限界(「民間市場の失敗」、「政府市場の失敗」)を補正するものとして発展するのかを理論化した。彼のモデルにおいては課税は限界便益原理に基づかず、また政府による集合消費財の供給レベルはマジョリティ投票モデルにしたがいメディアン投票者の需要によって決まる。このとき、人々の「集合消費財の公的供給」に対する需要が不均質であれば、メディアン投票者の需要によって決まる政府供給レベルはある一群の人々には過剰であり、またある一群の人々には不十分で彼らには充たされない需要が残る。

充たされない需要をかかえた人々すなわち高需要者にとってのこの「政府市場の失敗」を補正する手段には、移住や下位レベルの政府の形成を除けば、民間(営利)市場あるいは非営利セクターへの依存という二つのオプションが残される。しかし、民間(営利)市場への依存という選択は、私的には最適であっても社会的には非効率にとどまる⁴⁾。ワイスブロッドはそこに非営利セクターの

4) ワイスブロッドの場合、民間市場に頼る高需要者が購入するのは集合消費財ではなくそれを代替する私的財であり、集合消費財を選択していればもたらされたであろう外部効果は彼の考慮の対象とならない。

発展の合理性をみてとる。すなわち、NPO は集合消費財の「公的供給に対して『付加的サービスを供給し supplement』(公的供給はゼロになりうる), また集合財を代替する私的財の民間セクターによる供給に対するオールタナティブを提供する」(Weisbrod, B. (1975) p. 182)。

ワイスブロッドの議論は集合消費財を供給する NPO の存在理由を「市場の失敗」(営利企業による集合消費財の供給はフリーライダー問題が発生するため過少供給に陥るかあるいは全く供給されない) と「政府の失敗」に求める制度選択論の原型を示している。そこで重要な位置を占めているのは「需要の非均質性」(量的なそれ)であり、それが集合消費財需要を不十分にしか満たされない投票者=消費者を残す重要な要因、すなわち「政府の失敗」をもたらす要因となっている。ワイスブロッドの議論はまた、逆に需要がより均質であればあるほど充たされない需要を抱え込む人々はより少なくなり、その結果、政府外組織 (NPO および営利企業) による集合消費財ないしその代替私的財の供給水準はより低いものとなるという興味ある「予測」も含んでいる。需要の均質性は、所得及び資産、年齢、教育レベル、宗教、人種、都市化の程度などに左右されるとワイスブロッドはみている。

ところで、ワイスブロッドはすべての NPO がその活動のすべてあるいは一部を集合消費財の生産に振り向けていると考へたわけではなかった。アメリカの非営利セクター全体の収入中に占める「寄付・贈与・補助金」および「販売・使用料収入」の割合をそれぞれ部門全体の集合財活動および私的財活動を示す最良の指標としてみたワイスブロッドは、むしろ私的財活動が集合財活動を大きく上回っていること (1973 年度) を明確に認識している (Weisbrod, B. (ed.) (1977) p. 4)。したがって NPO が「私的財」、より正確には純粋な「公共財以外の財」を供給する場合の説明原理についてはワイスブロッドは意識的に今後の課題として残したと言えよう。

ワイスブロッドの議論はハンスマントによって補完される。ハンスマントが議論の焦点においたのは NPO と営利企業の選択であり、いずれか一方の形態が選

択されより確かな存続の基盤を与えられることになるのはどのような要素によってなののかの究明であった。すなわち彼は政府企業という選択肢はほぼ無視した(Hansmann, H. (1980) p. 894)。しかし彼もまた制度選択論の枠組みからはずれることなく、情報の非対称性という「市場の失敗」からNPOの存在を導き出した。

ワイスブロッドの制度選択論は、確かに「需要の異質性」を媒介にして公共セクターと非営利セクターを対立的な関係におく構造になっており、その意味で相互排除パラダイムに立つものと理解されよう。サラモンが問題にしたのはアメリカにおけるNPO研究、端的に主流派経済学を補完する「NPOの経済研究」に内在する、政府とNPOを対立的に捉えるこの考え方であった。

2. 「ボランタリーの失敗」論とアメリカのNPOの現実

2-1. 「ボランタリーの失敗」

制度選択論は市場では担えない集合財の供給主体としてまず政府を想定し、次いで政府に代わる供給主体いわば「最終的な集合財供給主体」として非営利セクターを登場させた。しかし、サラモンはこの順序を逆転させて、集合財の第一次的な供給者として非営利セクターを想定し、そして派生的な供給者として政府を持ち出す議論を展開した(Salamon, L. (1987), Salamon, L. (1995))。第一次的な供給者としての非営利セクターを正当化する論拠は取引コストの節約に、そして派生的な供給者として政府を導出する論拠はNPOに内在する限界に求められた。

集合財の供給不足に直面して政府による供給を実現するには、まず多くの国民にこの問題を知らせ彼らの関心を呼び起こす・行政が十分な情報をもつ・法案を起草する・国民の多数派の支持を取り付ける・プログラムを執行するなど多くのプロセスを経ることが必要となり、それに伴う取引コストは相当なものとなる。それに対して、非営利セクターによる対応は比較的少数の人が自らの資源あるいは外部からのサポートを受けて始まり、自発的な活動を組織するの

に伴う取引コストは明らかに前者の場合のコストを下回る。したがって、市場の失敗に対応して集合財の供給者として立ち現れるのはまず非営利セクターである⁵⁾。

ウィリアムソンの取引コストの概念を援用したこの議論だけに目を向ければ、そこには新制度派の経済学に共通してみられる、ある制度（この場合はNPO）は効率的であるが故に存在するという考え方が明らかに見て取れる (cf. Swedberg, R. and Granovetter, M. (1992))。その限りでは、制度選択論と同じく政府とNPOは二者択一的な構図におかれている。しかし、彼の議論の要点はこの取引コストに基づく議論ではなく「ボランタリーの失敗」論にある。むしろ事実上、前者は後者の議論のお膳立てをするために持ち出されているに過ぎない。

サラモンは、非営利セクターに内在する限界を「市場の失敗」や「政府の失敗」になぞらえて「ボランタリーの失敗」と名付け、次のように整理した。

第一に、ボランタリー団体はコミュニティの福祉ニーズに対処するに十分な額の資金を確実に調達することはできないという「フィナンソロピーの不十分さ」の問題。すなわち、集合財の生産にともなうフリーライダー問題あるいは富の地域的偏在のために、自発的な寄付のみに依存するシステムではまさにサービスの必要とされる地域で必要な額だけの資金が安定的に調達されることは保障されない。

第二に、ボランタリー団体及びその後援者には特定の集団（たとえば同じ宗派の人々）にサービス提供を限定する傾向すなわち「個別主義」の傾向があり、そのためにコミュニティの住民の中にサービスを受けられない人々もでてくる可能性がある。さらに、集団の名誉のために競って団体や施設が増やされがち

5) なお、非営利セクターは集合財供給の「より望ましいメカニズム」でありそれゆえそれを第一次的な供給者とみるべきとする主な論拠は、Salamon, L. (1987) では、取引コストの節約と全く無関係ではないとはいえ、それよりもむしろ非営利セクターはコミュニティの問題に共同で取り組む際に必要となる社会的義務の意識を創出するという点で勝っていることに求められている。

であり、重複した無駄なサービスが提供される可能性まである。

第三に、民間のチャリティがボランタリーセクターを支える唯一の資源である限り、ボランタリー団体の提供するサービスの内容や対象者の決定、言い換えればコミュニティのニーズの決定はコミュニティ全体ではなくその中の経済的に余裕のある人々の意向に左右されることになりうる。その結果、豊かな人々の望むサービスは奨励され、逆に貧しい人々の望むサービスは抑制されうるかもしれないし、あるいはまた運良くサービスを受ける貧しい者には自虐的な従属意識をもたらす可能性もある。これは要するにパターナリズムの問題である。

最後に、アマチュアリズムの問題がある。貧困や「不道徳」など人間の抱えるさまざまな問題やニーズに対して道徳的な説得や宗教的説教を旨とするアマチュアで対応することには限界がある。社会科学の発達により今日ではこのようなアマチュア・アプローチは影を潜め、ソーシャルワーカーやカウンセラーなどの専門職が注目されるようになっている。しかしながら、ボランティアを重要視し、また寄付に依存するために適切な給与を支払うのも厳しい組織では専門職者を引きつけるのは困難である。

以上の「ボランタリーの失敗」論は、もしそれゆえにボランタリーセクター

表1 政府・非営利セクターの潜在的長所・短所

	政 府	非営利セクター
資金調達	安定、十分	不安定、不十分
サービス内容の決定	民主主義的政治プロセス	富者の支配
利用者のポジション	権利	パターナリズム
サービス供給者・質	プロフェッショナル	アマチュア
ニーズへの対応（フレキシビリティ、選択）	画一的	個別的
供給者間の競争（効率）	独占	ある程度の競争
取引コスト	大	小
社会的責任意識の醸成（参加）	弱	強

■ それぞれの長所

Salamon, L. (1987) より作成

に代わって政府が集合財供給者として登場するのだと展開すれば、制度選択論と同じ土俵に立ってしまうことになる。サラモンはこの議論を政府とボランタリーセクターの対立ではなくコラボレーション、すなわち「ボランタリーセクターへの政府支援」ないしボランタリー団体による「政府プログラムへの参画」を正当化するために用いる。政府はこれらのボランタリーセクターに内在する限界をカバーする長所をもっており、逆にボランタリーセクターの長所は政府の短所をカバーしており(表1参照)、サラモンはここに両者のコラボレーションの合理性を求める。

2-2. アメリカのNPOの歴史的現実 一ファイナンスと供給の分離一

サラモンのこの「ボランタリーの失敗」論は、制度選択論が事実上「最終的な集合財供給主体」とみなしたNPOも万全な組織ではないことを指摘することによって、制度選択論が暗黙の内に依つて立つ相互排除パラダイムの再検討を迫り、さらに政府とNPOのコラボレーションを正当化することを目的としていた。この理論的なスタンスを支えているのはアメリカにおけるNPOの歴史的展開であり、この点において彼はまさに非歴史的で抽象的な議論にとどまる多くの新制度派の経済学とは決定的に異なる。

ここでアメリカのNPOの動向を簡単に振り返っておく。アメリカの非営利セクターは1960/70年代に規模・広がりの両面において大きく発展した。もし相互排除パラダイムが想定するように政府とNPOとの間に置換関係が存在するならば、同じ時期に政府の規模は縮小の傾向を示しているはずである。しかし、現実には同じ時期に連邦政府の福祉支出もこれまでになく大きな発展を遂げていた。「要するに、アメリカの福祉国家の拡大はボランタリーセクターを追い払うことはほとんどなかった。逆に、ボランタリーセクターは政府支出が最も急速に拡大したまさにその時代に最も劇的な成長を記録した」(Salamon, L. (1995) p. 186)。

結局、サラモンが発見したのは、一つには福祉・医療や職業訓練、研究など

の分野での政府支出のおよそ 1 / 2 ほどが NPO の供給するサービスのファイナンスのために支出されており、その額は政府自らが直接に供給するサービスに充てられる分を上回っているという事実であった。要するに、「NPO は公的なファイナンスを受けるサービスの主要なプロバイダーとして立ち現れている」(Salamon, L. (1987) p. 101)。政府は資金を供給し方向付けはするが、実際のサービス供給については政府とは別の組織とくに NPO が多くの場合に誰にどのような方法で供給するのかについての決定権も行使しながら担う、このようなパターンをサラモンは「サードパーティ・ガバメント」と称した(Salamon, L. (1981))。

またそれとともに、一般には NPO の収入は民間寄付で支えられているとイメージされているが、サービスを供給する NPO の収入において最も大きな割合を占めるのは政府資金であることも明らかにされた。かくして、「1970 年代末までには、民間非営利セクターは政府ファイナンスの対人サービス供給の主要な担い手となり、それに対応して、政府は非営利対人サービス供給機関の主要な資金源となっていた」(Salamon, L. (1995) p. 1)。

3. ファイナンス／供給の分離に基づく政府／NPO 関係の類型化

3-1. 政府／NPO 関係の類型化

サラモンが相互排除パラダイムの見直しを迫る一つの重要な根拠としたアメリカの NPO の動向は、制度選択論が見過ごしてきた一つの点を明らかにした。すなわち、通常の市場で取り引きされるサービスとは異なり公共サービスの供給の場合にはサービス生産のコストを回収することと実際にサービスを供給することとは対をなさない二つの分離した活動になりうるが、制度選択論はこのような事情を明確に意識することはなかった。さらに、アメリカ以外の国についても政府／NPO 関係の歴史的研究や国際比較研究が進むにつれて、同じように相互排除パラダイムあるいは事実上それに立脚する制度選択論の再検討を要請する数々の事実が明らかになっていった。たとえば、ファイナンスと實際

のサービス供給の分離の現実はオランダをはじめとするいくつかの国でかなり古くから見られることや、NPOが政府とまったく関係なく単独で福祉を担っていた「古き良き時代」というのは各国においてあまり例を見ないこと、また、政府とNPOとの関係を主として規定しているのはNPOの経済分析が教えるようなサービス利用者の選択ではなく国家と宗教との関係など社会的な要因であることなどが判明していった(cf. Gidron, B., Kramer, R. and Salamon, L. (ed.)(1992); Kramer, R., Lorentzen, H., Meliem, W. and Pasquinelli, S. (1993))。

したがって、現実の政府/NPO関係は相互排除パラダイムが想定するよりずっと複雑であり、それを類型化するのは容易なことではない。Gidron, B., Kramer, R. and Salamon, L. (1992)の提起した政府/NPO関係の類型化は、ファイナンスと現実のサービス供給の分離を基準にして構成されたものであり、それは国際比較や一国の歴史的な推移を分析する上でかなりの有効性を示してきた（表2を参照）。

表2 政府/非営利セクター関係の類型化

モデル 機能	政府支配型	分離二元型	協力型	非営利セクター支配型
ファイナンス	政 府	政府/非営利セクター	政 府	非営利セクター
供 給	政 府	政府/非営利セクター	非営利セクター	非営利セクター

出所：Gidron, B., Kramer, R. and Salamon, L. (1992) p. 18

表2において、政府支配型とはファイナンスとサービス供給の両方において政府が支配的な役割を果たしているケースである。福祉国家は多様な形態をとりうるが、一般にイメージされているのは税や社会保険でもって公務員がサービスを供給するこのモデルである。その対極にあるのは非営利セクター支配型であり、この場合、NPOがファイナンスとサービス供給の両方において支配的な役割を果たす。宗教のあるいはイデオロギー的な理由で政府の介入に対する

強力な反対のある場合や NPO の提供するサービスに対するニーズがまだ社会的に認知されていない場合に典型的に見られるモデルである。一般に、この場合には福祉の供給レベルは高くない。分離二元型モデルは政府と非営利セクターのそれぞれが相対的に独立してファイナンスとサービス供給の両方に携わっているケースである。このモデルには二つのバリエーションがあり、一つは追加型で、その場合非営利組織は政府の提供するものと類似のサービスを政府サービスの及ばない人々に提供するのを担う。もう一つは NPO は政府サービスとは質的に異なるサービスを提供する役割を担う補完型である。

残る一つのモデルは協力型であり、政府はファイナンスを担い、NPO は実際のサービス供給を担うパターンである。1960・70 年代のアメリカの NPO に関してサラモンが注目した動向はこのモデルに合致する実態の顕著な進展であった⁶⁾。政府との交渉において NPO が有する裁量の程度に応じてこのモデルにも二つのバリエーションが識別されている。一つは NPO はほとんど裁量権をもたず政府プログラムの単なる執行者として機能するにすぎないベンダー型であり、もう一つは逆にかなりの裁量権を有するパートナーシップ型である (Ibid., pp. 16-20)。

3-2. ファイナンス／供給分離モデルに基づく国際比較

ファイナンス／供給の分離に基づくこの類型化モデルの一つの大きなメリットは、各国の政府／非営利セクター関係の特徴や一国におけるその関係の歴史的な推移を類型的に捉えて比較を可能ならしめる一つの物差しを提供したことにある。ファイナンスと実際のサービス供給の分離に着目して各国の福祉システムを分析することで、アメリカだけではなくオランダやドイツなどでは古くから政府と非営利セクターとの間に緊密な協力関係（協力型）が存在しており、

6) この類型化モデルは理念的なものであって、現実の各国の福祉システムは、いずれか一つのモデルが一元的に支配しているとみるとよりもむしろ複数のモデルが混在しているとみたほうが適切であろう。

相互排除パラダイムの想定する国家と NPO との間の内在的なコンフリクトなどは存在しないことが明らかとなっていました。さらに北欧の福祉国家の典型例とみなされうるノルウェーの歴史においても、かつては政府と非営利セクターの協力関係が存在していたことも明らかとなる。それらに加えて、次のような事実も明らかにされた (Gidron, B., Kramer, R. and Salamon, L. (1992), Kramer, R. (1992), Kramer, R., Lorentzen, H., Meliem, W. and Pasquinelli, S. (1993))。

第一に、ファイナンスと実際のサービス供給の分離というこの限定的な視角からしても、各国の政府／NPO 関係はきわめて多様であるという事実が明らかになる。Kramer, R. (1992) によれば、NPO が主要な公共サービス供給システムとなっているオランダでは、公的責任を有する政府がファイナンスを担うサービスの中で実際の供給を NPO に依存している分の占める割合は相当なレベルに達しているのに対し、スウェーデンでは逆に事実上非政府組織は利用されていない。公共サービスの中で実際の供給を NPO に依存する分の占める割合を尺度にしてこの両国を両端とする線分上に各国を並べてみると、ドイツにおけるその割合は半分強でオランダ寄りの位置を占め、次いでイタリア・ベルギー・オーストリアもそれと近接した位置を占めている。逆の端にあるスウェーデン寄りの位置を占めるのはイギリスとスイスであり、フランスとカナダはそれらの国とアメリカとの間に位置する (Ibid., pp. 32-33)。

参考までに指摘しておくと、政府がなぜ公共サービスの供給を NPO に依存するのかについてのあるアメリカの調査によれば、NPO の側からみて重要な見なされた理由は、プログラムを開始するまでの時間の短さ、NPO によるプログラムの革新性、具体的な現場の状況にプログラムを合わせる能力の三つであり、政府機関の側からはこれらに加えて、政府による直接のプログラムではカバーしにくい人々へのアクセスのしやすさという理由が挙げられた (Saidel, J. (1989) p. 340)。

このような国際比較研究によって判明した各国の福祉システムにおける

NPO の役割の違い、さらに一般的に非営利セクターの規模や構成の違いは、研究上の関心を各国に固有な歴史的・文化的事情に向かわせることになる。この系譜の研究は国家／NPO 関係に影響を及ぼす各国に固有な歴史的事情・伝統として、例えば宗教／国家関係のパターン、法システムのパターン、政治権力の分権化の程度に着目する (Gidron, B., Kramer, R. and Salamon, L. (1992) p. 16)。かかる社会的・政治的環境へのいわゆる「着床 embeddedness」(グラノベッター) の視点からは、たとえばオランダの協力一パートナーシップ型の政府／NPO 関係はオランダの教会／国家関係のパターンに強く影響されていると分析される⁷⁾。

第二に、しかしながら福祉国家の危機を背景にして地方政府と民間非営利組織の果たす役割が重要視されるようになる中で、福祉サービスのファイナンスと供給の分離がますます進みかなりの国で協力一パートナーシップ型の政府／NPO 関係の領域が拡大する傾向がみられるという点も明らかとなる (イギリス、フランス、イタリアなど)。その理由は、ボランタリーな資源を動員することで社会保障支出の削減を期待するというプラクティカルな理由からいっそう市場的な要素を導入していくというイデオロギー的な理由まで多様であるが、ともかくも少なからぬ国で協力型の関係の拡大が進みつつあることが判明する。

この政府と非営利セクターとの協力関係の進展はそれとともに、このセクターに固有の特徴をいかに守っていくかという問題関心をもたらしてきた。すなわち、非営利セクターが政府ファイナンスを受けるサービスの供給においてより大きな役割を果たすようになるにつれ、言い換えれば NPO のサービス供給組織としての側面が強まる中で、プロフェッショナル化 (有給職員の増加、人事政策の採用など)、フォーマル化(より定型化された労働、スタッフとメンバー間の非公式な関係の薄まりなど)、官僚化(より階層的な組織構造、より明

7) この系譜の研究の一つの到達点を示すものとして Salamon, L. and Anheier, H. (1998) の提起した社会起源説がある。

示的な分業、スタッフ間での書面でのコミュニケーションの増加など) の進行も同時にすすんでいった (cf. Kramer, R., Lorentzen, H., Meliem, W. and Pasquinelli, S. (1993))。Dimaggio, P. and Powell, W. (1983) は、構造・文化・行動という点からみた組織の同質化の進行をイソモルフィズムと呼んだが、制度的な要因によって行政機関とのイソモルフィズムが進むことで、NPO に固有のアドボカシー機能や潜在的な革新性の後退が危惧されるようになる⁸⁾。

4. 財政援助の方式の変化と「福祉の市場化」

4-1. イギリスにおける「福祉の市場化」

「福祉国家」という用語は一般的には公共セクターの拡大というイメージを与える。しかし、ファイナンスと供給の分離に着目して政府／NPO 関係をみていくことで、確かにこの類型化モデルは、実際には公的福祉において民間の組織が過去においても現在においても重要な役割を果たしているという事実を改めてクローズアップすることになった。

とくにオランダは協力型の典型的な例として知られることになる (cf. 川口清史 (1999) 第3章)。しかし、1979年以降のイギリスで「西ヨーロッパの他のどの国をもはるかに上回る熱意をもって遂行された」(Johnson (1993) p. 52) 福祉改革の方向性は、同じく政府が資金を提供し実施の供給は NPO が担うという協力型であっても質的に異なる形が存在しうることを示唆してくれる、あるいは少なくとも協力型の中でのベンダー型とパートナーシップ型という二つの区別について再考する材料を提供してくれる。

1979年にサッチャー政権が成立したときイギリスの福祉システムは基本的に政府が資金を提供し実際にサービス供給もする「政府支配型」であった。Le Grand, J. and Bartlett, W. (ed.) (1993) によればサッチャー政権は予想に反し

8) 協同組合を核としたヨーロッパのサードセクター(社会的経済)の場合にもソーシャルな側面の後退が危惧されているが、その主要因は経済の自由化や国際化の進展を背景にして浸透していった競争要因による営利企業とのイソモルフィズムにある (cf. J・モロー (1996))。

て最初の二期（1979年—1987年）はこの福祉システムに直接に手をかけるのを避けた。したがって、重要な例外としては公共住宅の売却などがあったが、それらを除けば「1987年における福祉国家の基本構造は1979年におけるそれ」、さらには「1948年におけるそれとほとんど同じものであった」（*Ibid.*, pp. 2-3.）。

とはいえた時期、財政的コントロールが強化されるなど地方政府の権限を弱体化させる動きが始まる中で、労働党が支配する地方政府の多くは、70年代に顕在化していった福祉国家に対する不満に対応すべく地方政府の提供する福祉サービスなどをコミュニティにとってより身近なものにするために分権化・参加政策を導入していった。この下で地方政府によるボランタリー団体への財政支援も、中央政府による締め付けのためにそう長くは続かなかったが80年代中頃には増加する。この地方政府の姿勢の変化に連動して、ボランタリー団体は独自の役割を認められて財政援助を受けながら、地方政府の供給するサービスを追加・補完する形で独自のサービスを独自のやり方で展開する動きを見せていた⁹⁾（Taylor, M. (1992) pp. 152-153）。

ところがこのような方向での変化の兆しが根付いていく前に、サッチャー政権は「福祉供給の官僚構造」をラジカルに変える改革に着手し、1988・89年に政府はいわゆる準市場を福祉国家に導入する一連のプログラムを採択していった。88年には初等・中等教育と住宅、90年には医療とコミュニティケアを改革する法が採択された。それらの改革の一つの共通点は、サービスのファイナンスについては国家が責任を引き受け続けるが、サービス供給については民間に任せることにある。言い換えると、「国は主要には単なる福祉サービスの購入者となり、国による供給は内部市場ないし準市場において互いに競争する

9) その一方で、80年代中頃に地方政府を上回ってボランタリー団体への財政支援を増やしたのは職業訓練委員会のような特殊法人であり、とくに職業訓練委員会による支援のお陰で地域に多くのボランタリー団体が設立された（Saxon-Harrold, S. (1992) pp. 158-159）。Walker, A. (1993) はこれに注目して「フォーマルなケアの供給における地方政府の独占的役割を縮小し、より安上がりなインフォーマル・準フォーマルなケア資源の成長を奨励する」「断片化政策」の一つの帰結を評した（*Ibid.*, p. 73）。

独立したプロバイダーのシステムによって体系的に置き換えられることになった」(Le Grand, J. and Bartlett, W. (ed.) (1993) p. 3)。

サッチャー政権の改革の全般的な基調は福祉サービスに対する地方政府のコントロールを弱めることにあったが、90年のコミュニティケアについての新しい法の場合には、サービス供給をコントラクトアウトすることを地方政府に奨励しつつも、地方政府を「先導的機関」として位置づけケアのプランニングとマネジメントに関する責任をゆだねた。

もちろん79年以前のイギリスの福祉システムにおいてもボランタリーセクターは存在していたが、マージナルな存在と見なされ、基本的に公共セクターによるサービス供給に対して補完的な役割を果たしてきた。しかし、80年代のコミュニティケアについての改革はプロバイダーとしての地方政府の役割を「残余化」し、それに代わって民間による供給を育成しようとした(Walker, A. (1993))。それゆえ、Taylor, M. (1992) は90年前後のイギリスの福祉システムを次のように評価した。「イギリスの福祉はボランタリーセクターが国家の供給を補完するポジションから、ボランタリーセクターと営利セクターが国家による供給を代替することを期待されるポジションへと変わりつつある」(Ibid., p. 156)。

かくして、1990年前後のイギリスは福祉サービスの公的な供給を非政府のプロバイダーに置き換えることで、従来の政府支配型の福祉システムの中に協力型の要素を拡大していく方向性を明確にした。しかし言うまでもなく、それは同じ協力型といってもNPOばかりでなく営利企業も含むプロバイダー間の競争を導入しているという点で明らかにオランダやドイツの協力型とは異なっている。そして、この競争という要因を導入していく役割を果たしたのは、補助金から契約へという政府の財政支援の形態の変化であった。

4-2. 財政援助の方式の変化とその含意

さて、ファイナンス／供給分離モデルは協力型の中でベンダー型とパート

ナーシップ型を区別したが、それは今簡単に指摘したような協力型の変容の特徴を適切に把握しうるものなのだろうか。協力型の中でのこの二つの型の区別は既に紹介したようにサービス供給者の自由度の違いを基準にしている。では、そのような違いは何によってもたらされるのか。

NPOに対する政府の財政援助の形態には多様なものがあり、それと関係してこの援助がNPOに流れいくルートも異なる。サラモンはこのメカニズムの違いが、政府／非営利プロバイダー関係の性質に重要な影響を与えることを指摘している (Salamon, L. (1987) pp. 105-106)。

アメリカを例にとればサラモンはNPOに対する財政援助のメカニズムを大きく三つに分類する。一つは連邦政府機関からNPOに対する直接的な補助金交付であり、たとえば民間メディカル・スクールへの連邦研究助成金などがこれに該当する。第二のメカニズムは州・地方政府を経由する間接的なルートであり、まず連邦政府から州・地方政府に対して補助金が交付され、次いで実質的な決定権をもつ州・地方政府は一つの選択肢として委託を選びNPOとサービス購入契約を結ぶというメカニズムである（コントラクティング・アウト）。福祉サービス包括補助金 Social Services Block Grant やコミュニティ開発プログラムなどの例がある。第三は、個人に対して助成金ないしバウチャーを支給し（弁償の場合も含む）、個人はどのような供給者からサービスを受けるかについての自由を有し、一つの選択肢としてNPOからサービスを購入するという場合である。メディケアがその典型的な例である (Salamon, L. (1995) p. 70, Salamon, L. (1987) p. 106)。

サラモンによれば、一般に連邦政府の影響力が最も強いのは、援助が連邦政府機関と個々のNPOとの間の直接の契約あるいは補助金の形態をとるプログラムであり、逆に最も弱いものは、個人が助成を受けて市場で自由にプロバイダーを選ぶというプログラムである。連邦政府のNPOに対する財政援助総額に占める割合で見ると1980年には第一の直接的なルートでの援助が20%を占め第三のメカニズムによる援助の割合は53%であったのが、1986年には第三の

メカニズムによる援助の占める割合が70%にまで増えていた(Salamon, L. (1995) p. 208)。サラモンはアメリカで展開するサードパーティ・ガバメントの特徴を、非政府のパートナーに「連邦政府のコントロールからの実質的な自律性」、実質的な裁量権が与えられていることに見いだしていたが(cf. Salamon, L. (1981)), それはサラモンのロジックに従えば、第三のメカニズムによって支給される連邦援助の占める割合が相対的に高いというこのようなアメリカ社会の現実に対応しているとみられるだろう。

もしこのサラモンの議論に従えば、同じく協力型であっても第一のメカニズムが支配的な場合には、ひとまずは政府／NPO関係はアメリカでみられるものとは異なってくると推論してもよいだろう。ところが、オランダは第一のメカニズムを探っているが、Gidron, B., Kramer, R. and Salamon, L. (1992) はオランダの政府／非営利セクター関係を協力ーパートナーシップ型と規定しており、オランダの非営利セクターはかなりの裁量権をもっているとみている。そして、そのような事情は財政援助の方式と関わっているのではなく、オランダにおける宗教的ブルーラリズムあるいは「柱状化」と関わっていると分析している(cf. Ibid., pp. 21-22)。

したがって財政援助のメカニズムの違いがNPOの自律性の差となって現れるとのサラモンの指摘は必ずしも説得的とは言い難い。財政援助のメカニズムの違いに着目するのであるなら、むしろ確かなことは財政援助のメカニズムの違いと競争要因の有無とが明らかに関係しているということであろう。

Knapp, M. and Kendall, J. (1993) は、イギリスのボランタリーセクターが1990年代以降に直面していくことになるいくつかの問題を指摘する中で、ボランタリー団体への公的財政援助の方式の二種類の変化に関わる問題をあげている。一つは、90年の法に基づいて国が地方政府に迫っている補助金からサービス購入契約への切り替えの問題である。もう一つは、近年進んできた「供給サイドの助成」から「需要サイドの補助金」へのシフトの問題である。ここで、「供給サイドの助成」には、免税・非特定補助金・サービス購入契約などが、

表3 財政援助の方式の変化

	競争	非競争
供給組織への援助	コントラクティングアウト	補助金
個人への援助	社会保障手当	使途限定バウチャー

「準市場」

それに対して「需要サイドの補助金」にはバウチャー・フードスタンプ・社会保障手当などが含まれる (Ibid., p. 234 et seq.; Knapp, M., Robertson, E. and Thompson, C. (1990) p. 185)。

表3はこの財政援助の方式の変化を表で示そうとしたもので、横の変化はプロバイダー間の競争を導入するものであるのかどうかを示し、縦の変化は供給組織への助成すなわち供給サイドの補助かそれとも個人への助成すなわち需要サイドの補助かを示している。それぞれのセルには財政援助の具体的な事例を入れてある。Le Grand, J. and Bartlett, W. (ed.) (1993) は、イギリスの改革が導入しようとしているものについて、お互いに競争する独立のプロバイダーによる供給が独占的な国による供給に取って変わろうとしているゆえこれを「市場」と規定したが、通常の市場とはいいくつかの点で異なるゆえに「準市場 quasi-market」と規定した。それは次のような点において通常の市場と異なる。供給の面では、NPOが営利企業も含めた他の供給者とサービス利用者を巡って競争している。需要の面では、サービス利用者の購買力は、利用者あるいは彼らの委任を受けた代理機関に支給される特定予算あるいはバウチャーという形で与えられる場合もあれば、あるいは購買力が国に集中される場合すなわち国がサービス購入契約を結ぶ場合もある (Ibid., p. 10)。この定義に従うと、Knapp, M. and Kendall, J. (1993) らの指摘した財政援助の方式の二種類の変化は「準市場」の導入という意味をもつ。

結びに代えて 一レギュレーションに基づく類型化の試み—

今日のかなりの国の福祉システムの中でその領域を拡大しつつある協力型の

福祉サービス供給体制は、プロバイダー間の競争という要素も取り入れつつ進行していることを一つの特徴としている。そこにはベンダー型とパートナーシップ型という類型化では見落としてしまう恐れのある問題や課題が含まれており、それゆえ今日、ファイナンス／供給の分離とは異なる視角から政府／NPO関係をみていくことが求められている。

その場合に何よりも留意すべきこととして、ファイナンス／供給の分離を基準にした類型化モデルは、NPOのサービス供給組織としての側面にしか注目しておらず、それと切り離せないもう一つの機能、すなわちアドボカシー機能は考慮していないという点を挙げておかねばならない。

Saidel, J. (1989) は、政府と NPOとの関係、とくに政府と公共サービスの供給に関する契約を結んでいる NPOとの関係は、少なくとも三つの次元によって理解されたとした。第一に資金・サービス供給能力・人員といった資源の交換という次元、第二に政策形成プロセスにおける両者間での交渉・取引などの政治の次元、そして第三に政府調達・契約締結・政策評価などと関わって必要となってくるマネジメントや組織の効率性などの問題に関する行政的な相互作用である。ファイナンス／供給分離モデルはこの内の第一の次元だけに注目したものであることは言うまでもない。

ところで、Taylor, M. (1992) はレギュレーションを明確には定義していないけれども、包括的な福祉国家は、政府が福祉の供給・ファイナンス・レギュレーションの三つの機能について基本的な責任をもっているとする。すなわち福祉システムのファンクションを供給とファイナンスだけでなく、レギュレーションも加えて三つの次元で見ていくこうとする。また、Svetlik, I. (1993) も政府とボランタリー団体との関係を、ファイナンス・供給・レギュレーションの三つの次元で捉えている。Svetlik, I. (1993) のレギュレーション概念がカバーする領域には政策形成は含まれていないが、Taylor, M. (1992) の場合は明らかに含まれている。それゆえ、さしあたりティラーのレギュレーションを Saidel, J. (1989) の指摘する第二と第三の両方の次元を含めた概念と理解しておく。

Taylor, M. (1992) はこの三つの機能という視点から、「オールタナティブな福祉へのアプローチ」として次の三つを区分している。一つは福祉国家（供給もファイナンスもレギュレーションも政府），第二は福祉多元主義（供給はボランタリーセクター，ファイナンスは政府，レギュレーションは政府と媒介組織としてのボランタリーセクター），第三はニューライト（供給は営利セクターとセイフティネットとしてのボランタリーセクター，ファイナンスは民間資金，レギュレーションは個人による購入を通しての市場）である。レギュレーションは，誰がその機能を担うのかという観点から論じられていることが分かる。そして，ティラーは1970年代後半から80年代にかけて福祉国家の欠点を背景に登場してきた新しいNPOがアドボカシー活動を繰り広げて精神保健法（1983年）や障害者法（1986年）の制定に大きな貢献を果たしたこと，また80年代中頃に取り残されたニーズに応えるためにボランタリー団体が地方政府の協力の下にイノベイティブな活動を繰り広げ両セクターの新しい関係が芽生え始めていたこと，以上のような事例に福祉多元主義の理念の実現を見て取った（cf. Ibid., pp. 151, 153）。

このティラーのものと類似の類型化は，在宅福祉や就労支援などのいわゆる「近隣サービス」（Laville, J.-L. (dir.) (1993)）分野で近年発展してきたNPOを研究してきたフランスの研究者たちの議論にも見受けられる。たとえばラヴィルは福祉サービスに関する公的レギュレーションを三つのタイプのものに区別する。一つは伝統的なもので，国がサービス供給やそれに従事する労働者に関する規則を定め，それが守られるという条件で税金や社会保険からのファイナンスの道が福祉サービスに開かれる後見的レギュレーション。そして，この調整様式の限界からそれに代わって今日とくに自由主義レジームで大きく展開しようとしている，ファイナンスの対象を供給組織ではなく消費者に切り替えることで福祉市場を育成しようとする競争的レギュレーション。そして，最後のタイプは在宅福祉などの分野で新しく登場してきた「利用者の参加」あるいはマルチステイクホルダーを一つの特徴とするNPOや協同組合がその実現に大

きく貢献してきた協定的レギュレーションである。この最後のタイプのレギュレーションはまだ萌芽的に登場しつつあるもので、公的ファイナンスの支給をさまざまな当事者たちの協議によって合意される規則に基づかせることをその一つの本質的な特徴としている (Laville, J.-L. (1998))。

これらのレギュレーションという視角からの類型化の試みは、NPO が単なるサービス供給組織としての役割だけでなく、アドボカシー・エンパワーメントを担う組織でもあるということを考慮に入れたものであり、今後の掘り下げた検討・分析が必要だろう。

(本稿は、1999 年度国外研修制度による研究成果の一部である。)

参考文献

- DiMaggio, P. and Anheier, H. (1990), "The Sociology of nonprofit organizations and sectors", *Annual Review of Sociology*, no. 16, pp. 137-159.
- DiMaggio, P. and Powell, W. (1983), "The Iron cage revisited : institutional isomorphism and collective rationality in organizational fields", *American Sociological Review*, vol. 48, pp. 147-160.
- Gidron, B., Kramer, P. and Salamon, L. (1992), "Government and the third sector in comparative perspective: allies or adversaries?" in *Government and the Third Sector : emerging relationships in welfare states* edited by Gidron, B., Kramer, P. and Salamon, L., Jossey-Bass : San Francisco, pp. 1-30.
- Gidron, B., Kramer, P. and Salamon, L. (ed.) (1992), *Government and the Third Sector : emerging relationships in welfare states*, Jossey-Bass : San Francisco.
- Godbout, J. (1992), *L'Esprit du Don (en collaboration avec Alain Caillé)*, La Découverte : Paris.
- Gueslin, A. (1998), *L'Invention de l'Économie Sociale*, 2e édition, Economica : Paris.
- Hansmann, H. (1987), "Economic theories of nonprofit organizations" in *The Nonprofit Sector : a research handbook* edited by Powell, W., Yale University Press : New Haven, pp. 27-42.
- Johnson (1993), "Welfare pluralism: opportunities and risks" in *Balancing Pluralism : new welfare mixes in care for the elderly* edited by Evers, A. and Svetlik, I.,

- Avebury : Aldershot, pp. 51-66.
- Knapp, M. and Kendall, J. (1993), "Policy issues for the UK voluntary sector in 1990s" in *The Nonprofit Sector in the Mixed Economy* edited by Ben-Ner, A. and Gui, B., The University of Michigan Press : Michigan, pp. 221-241.
- Knapp, M., Robertson, E. and Thomason, C. (1990), "Public money, voluntary action : whose welfare ?" in *The Third Sector : comparative studies of nonprofit organizations* edited by Anheier, H. K. and Seibel, W. (ed.), Walter de Gruyter : Berlin, pp. 183-218.
- Kramer, P. (1992), "Privatization in the personal social services in the United Kingdom, the Netherlands, and Italy" in *The Nonprofit Sector in the Global Community* edited by McCarthy, K., Hodgkinson, V. and Sumariwalla, R., Jossey-Bass : San Francisco, pp. 90-107.
- Kramer, R., Lorentzen, H., Meliem, W. and Pasquinelli, S. (1993), *Privatization in Four European Countries*, M. E. Sharpe : New York.
- Laville, J.-L. (dir.) (1993), *Les Services de Proximité en Europe*, Syros : Paris.
- Laville, J.-L. (1998), "Nouveau services et évolution des politiques publiques en Europe" in *Les Politiques de l'Emploi en Europe et aux Etats-Unis* edited by Barbier, J.-C. and Gautié, J., PUF : Paris, pp. 317-338.
- LeGrand, J. and Bartlett, W. (ed) (1993), *Quasi-Markets and Social Policy*, Macmillan : London.
- O'Neill, M. (1989), *The Third America : the emergence of the nonprofit sector in the United States*, Jossey-Bass : San Francisco.
- Powell, W. W. and Clemens, E. S. (ed.) (1998), *Private Action and the Public Good*, Yale University Press : New Haven.
- Rosanvallon, P. (1981), *La Crise de l'État-providence*, Seuil : Paris.
- Rosanvallon, P. (1993), "L'État et les régulations sociales", *CFDT-Aujourd'hui*, no. 110, pp. 21-38.
- Saidel, J. (1989), "Dimensions of interdependence : the state and voluntary-sector relationship", *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, vol. 18, no. 4, pp. 335-347.
- Salamon, L. (1981), "Rethinking public management : third-party government and changing forms of public action", *Public Policy*, 29, pp. 255-275.
- Salamon, L. (1987), "Partners in public service : the scope and the theory of government -nonprofit relations" in *The Nonprofit Sector : a research handbook* edited by Powell, W., Yale University Press : New Haven, pp. 99-117.
- Salamon, L. (1995), *Partners in Public Service*, The Johns Hopkins University Press :

Baltimore.

- Salamon, L. and Anheier, H. (1998), "Social origins of civil society: explaining the nonprofit sector cross-nationally", *Voluntas*, vol. 9, no. 3, pp. 213-248.
- Saxon-Harrold, S. (1992), "The voluntary sector in Britain, 1975-1989: a statistical overview" in *The Nonprofit Sector in the Global Community* edited by McCarthy, K., Hodgkinson, V. and Sumariwalla, R., Jossey-Bass: San Francisco, pp. 149-175.
- Svetlik, I. (1993), "Regulation of the plural and mixed welfare system" in *Balancing Pluralism* edited by Evers, A. and Svetlik, I., Avebury: Aldershot, pp. 33-50.
- Swedberg, R. and Granovetter, M. (1992), "Introduction" in *The Sociology of Economic Life* edited by Granovetter, M. and Swedberg, R., Westview Press: Boulder, pp. 1-26.
- Taylor, M. (1992), "The Changing role of the nonprofit sector in Britain" in *Government and the Third Sector: emerging relationships in welfare states* edited by Gidron, B., Ralph, M. K. and Salamon, L. M., Jossey-Bass: San Francisco, pp. 147-175.
- Walker, A. (1993), "A Cultural revolution?: shifting the UK's welfare mix in the care of older people" in *Balancing Pluralism: new welfare mixes in care for the elderly* edited by Evers, A. and Svetlik, I., Avebury: Aldershot, pp. 67-88.
- Weisbrod, B. (1975), "Toward a theory of the voluntary non-profit sector in a three-sector economy" in *Altruism, Morality, and Economic Theory* edited by Phelps, E., Russel Sage Foundation: New York, pp. 171-195.
- Weisbrod, B. (ed.) (1997), *The Voluntary Nonprofit Sector*, Lexington Book: Lexington.
- 川口清史, 富沢賢治編 (1999) 『福祉社会と非営利・協同セクター』 日本経済評論社。
- 川口清史 (1999) 『ヨーロッパの福祉ミックスと非営利・協同組織』 大月書店。
- 北島健一 (1999) 「社会的経済と非営利セクター」 川口清史, 富沢賢治編『福祉社会と非営利・協同セクター』 日本経済評論社。
- 北島健一 (2001) 「EUにおける社会的経済の現状」 『生活協同組合研究』 9月, vol. 308.
- 富沢賢治, 中川雄一郎, 柳沢敏勝編 (1996) 『労働者協同組合の新地平』 日本経済評論社。
- 富沢賢治 (1999) 『社会的経済セクターの分析』 岩波。
- フランソワ・フュレ, モナ・オズーフ (1995) 『フランス革命辞典 1, 2』 (河野健二, 坂上孝, 富永茂樹監訳), みすず。
- レスター・M・サラモン (1994) 『米国の「非営利セクター」入門』 (入山映訳), ダイヤモンド社。
- J・モロー (1996) 『社会的経済とは何か』 (北島他訳) 日本経済評論社。